

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 平成 23 年度税制改正 - 移転価格税制の見直し

2010 年に OECD 移転価格ガイドラインが改正されたことに伴い、平成 23 年度税制改正大綱の閣議決定を経て、移転価格税制の改正法案が、1 月 25 日に国会に提出されました。

1. 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し

現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を設定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されます。

現行の法制では、基本三法が適用できない場合に限り、その他の方法（取引単位営業利益法または利益分割法）を適用できることが定められています。OECD ガイドラインの改正に伴い、「国外関連取引の内容及び当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引につき支払われる対価の額を算定するための最も適切な方法」を選択できるように改正することとしたものです。

（措法 66 の 4②の改正）

また、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法（措令 39 条の 12 第 8 項）の下位分類として、OECD ガイドラインにおいて認められている算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法および残余利益分割法）が同項の改正により明確化される見込みです。

同項第 1 号の規定は、寄与度利益分割法を規定しているもので、比較利益分割法および残余利益分割法については、措置法通達（66 の 4（4）-4 および 5）に規定があるのみでした。これらの算定方法についても、法令で明確化される見込みです。

2. 独立企業間価格幅（レンジ）の取り扱いの明確化

国外関連取引の価格等がレンジの中にある場合には、課税処分を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況に応じた合理的な値を用いた独立企業間価格の算定もできることが明確化される予定です。

レンジの取り扱いについては、事務運営指針 3-3 において「平均値」を用いることができるとされ、さらに「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」 事例 27（事前確認事例）の解説 3 には、「利益率等による一定の範囲で確認を行うことができる場合がある。」というように、一定の範囲の使用を認めていますが、レンジから外れた場合は是正方法が明確化されていませんでした。今後は平均値のほか、中位値等を用いて独立企業間価格の算定ができるようになると思われます。

3. シークレットコンパラブルの運用の明確化

納税者の予見可能性の観点から、シークレットコンパラブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）が適用される場合の具体例を運用において一層明確にするとともに、シークレットコンパラブルを用いる際は、守秘義務の範囲内でその内容を説明するとの運用が徹底される模様です。

シークレットコンパラブルは納税者が入手不可能な非公開情報であるため、納税者にとっては十分な反証ができませんでした。今回の改正により、納税者にその内容が開示されることにより、反証の機会が与えられることになりそうです。

1.-3.のほか、OECD ガイドラインの改定を踏まえ、仲裁の申し立て手続き等に関する規定の整備が行われます。

日本・オランダ租税条約において仲裁制度が導入されたことに伴い、仲裁の申し立て手続に関する規定の整備が行われる予定です。これにより、相互協議を通じた事案の解決がより確実なものとなり、相互協議の実効性が高まることが期待されます。

お見逃しなく！

独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しについては、平成 23 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。（改正附則 109）。

移転価格サービスについてはこちらをご覧ください <http://www.gtjapan.jp/service/international/tp.html>